

加古川市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年加古川市規則第30号。)に定めるもののほか、加古川市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、予算で定める範囲内で社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度事業(以下「軽減事業」という。)に係る補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧措置入所者 介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (2) 実質的負担軽減者 旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下のものをいう。
- (3) 介護福祉施設サービス 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (4) ユニット型個室 法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第412号)の表備考第1に規定するユニット型個室をいう。
- (5) 食費の特定負担限度額 施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額をいう。
- (6) 居住費の特定負担限度額 施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請に係る事前協議)

第4条 補助申請者は、市長が定める日までに事前協議書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、本市の区域外に所在する施設、事業所（以下「市外施設等」という。）に係るものにあつては、その所在する市町村への提出をもって代えることができる。

2 市長は、前項に規定する事前協議書の提出があつたときは、当該協議書を審査することにより、補助申請者に補助所要額の通知を行うものとする。ただし、市外施設等に係るものにあつては、その所在する市町村を通じて通知を行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助金の種類	補助事業の性質	事業費補助	
	補助事業の目的	本市の実施要綱に基づき軽減確認証を交付されている者の介護保険サービス利用料の一部を軽減する者に対し、事業費の一部を補助することで、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。	
補助金の範囲	補助事業の対象となる者	<p>【補助事業の対象となる者】 本市が実施要綱に基づき軽減確認証を交付した介護保険サービス利用者に対して軽減事業を実施した社会福祉法人又は市町村（本市を除く。以下これらを「補助事業者」とする）</p>	<p>【補助事業の対象外となる者】 補助事業者並びにその役員（法第70条第2項第6号に規定する役員をいう。）及び管理者で、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員である者</p>
	補助事業の対象となる経費	<p>【補助事業の対象となる経費】 補助事業者による、本市が実施要綱に基づき軽減確認証を交付した介護保険サービス利用者に対する利用者負担額の軽減制度事業に要する経費</p>	
補助金の額	<p>「補助所要額」を補助事業者への補助金額とする。</p> <p>(1) 補助所要額の算出方法 補助所要額の算出に要する補助基本額（アからイを控除した額）を求める。 ア 補助事業者による利用者負担の軽減を行った額（以下「軽減総額」とする） イ 実施要綱に定める軽減対象サービスについて本来受領すべき利用者負担収入（実質的負担軽減者の介護福祉施設サービスにおける利用者負担額及び食費の特定負担限度額、居住費の特定負担限度額（実質的負担軽減者がユニット型個室に入所しているときは、利用者負担額及び食費の特定負担限度額）を除く。）の見込額（以下「本来収入」という。）の1パーセント相当額 補助所要額（ウとエの合計）を算出する。 ウ 補助基本額から次のエに掲げる額を控除した額の1/2 エ 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設サービスを行う補助事業者が実施する利用者負担軽減の額が当該サービスに係る本来収入の10パーセント相当額を超えている場合は当該超える額</p> <p>(2) 配分額が発生する場合の補助所要額（オとカの合計）の算出方法 オ ウの額に、軽減総額（エの額を除く。）のうち本市の被保険者が利用した介護保険サービスに係る軽減額（次のカの額を除く。）の占める割合を乗じて得た額 カ エの額に、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設サービスを行う補助事業者が実施する利用者負担軽減の額のうち、本市の被保険者が利用した当該サービスに係る軽減額の占める割合を乗じて得た額</p> <p>(3) 補助所要額の算定についての取り扱い 補助所要額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。</p> <p>(4) 本市が実施要綱に基づき軽減確認証を交付した介護保険サービス利用者が市外施設等を利用して軽減制度を受けた場合 上記の場合において、市外施設等の所在する市町村における交付額の算定方法が（1）から（3）に定める方法と異なる場合にあっては、その規定にかかわらず、市外施設等の所在する市町村における交付額の算定方法により算定された額を交付額とすることを基本とする。</p>		